

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当グループは、株主、顧客、取引先及び社員にとってより高い企業価値の創造に努めることを最重要課題と認識し、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と公正かつ透明性のある経営システムの構築・充実ならびにリスク・コンプライアンス体制の強化を図ることに努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同生命保険株式会社	6,684,000	6.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,341,520	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,317,100	4.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	3,341,600	3.42
富士取引持株会	2,696,300	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,650,800	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,584,600	2.64
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,469,600	2.53
有限会社サカガミ	2,400,000	2.45
株式会社名古屋銀行	1,554,586	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 [更新](#) 10名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松井 信行	学者										△
川合 伸子	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 信行	○	名古屋工業大学の元学長であり、当社と同大学の間では共同研究等の目的で年間約6百万円(平成27年3月期実績)の取引を行っております。	元大学教授・学長としての経験等を活かし、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。 [独立役員の確保の状況] 松井氏は業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、また、当社と現在顧問契約・コンサルティング契約等一切なく何ら利害関係がありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の元大学教授・学長としての経験等を経営事項の決定及び業務の執行の監督等に活かしていただけると判断しております。
			弁護士としての専門知識・経験等を活かし、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。 [独立役員の確保の状況]

川合 伸子	<input type="radio"/>	平成10年より法律事務所の代表者	川合氏は業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、また、当社と現在顧問契約・コンサルティング契約等一切なく何ら利害関係がありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の弁護士としての知識や経験等を経営事項の決定及び業務の執行の監督等に活かしていただけだと判断しております。
-------	-----------------------	------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な報告会、往査の立会、口頭又は文書による情報交換のほか、常に緊密な連携・協調を保ち、積極的に意見や情報の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査業務の品質の向上に努め、効果的な改善を図っております。

監査役の職務補助の対応は、監査役の要求の都度監査部スタッフが対応する体制としております。また、監査部は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査役からの情報開示要求があった場合はその結果を提供することとしております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 茂樹	公認会計士													
山下 佳代子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため。 〔独立役員の確保の状況〕 松田氏は業務執行を行う経営陣からの独立性

松田 茂樹	○	平成6年より公認会計士事務所の代表者	を有しております、また、当社と現在顧問契約・コンサルティング契約等一切なく何ら利害関係が 없습니다ので、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の公認会計士及び税理士としての専門知識や経験等を監査体制の強化に活かしていただけると判断しております。
山下 佳代子	○	平成18年より公認会計士事務所の代表者	公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけないと判断したため。 [独立役員の確保の状況] 山下氏は業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、また、当社と現在顧問契約・コンサルティング契約等一切なく何ら利害関係がありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の公認会計士及び税理士としての専門知識や経験等を監査体制の強化に活かしていただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度については、取締役に対する一定のインセンティブとなりうると考えられるものの、経営戦略及び業務の執行が短期の利益極大化指向に陥る危険性もはらんでいることから、ゴーイングコンサーンとして長期安定的な企業成長を指向している当社としては採用しておりません。

業績連動型報酬制度については、当社の事業は景気や市場環境の変化による影響を受けやすいことから、業績と報酬との結びつきが強い制度は取締役へのインセンティブ付与の手段としてはふさわしくないと考え採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

全取締役の総額を開示しております。
取締役の年間報酬総額 242百万円(うち社外取締役17百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては業績等を勘案して合理的に定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役及び使用人は、社外監査役の要求に応じて会社の業務の執行状況を報告いたします。また、社外監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会にて法令で定められた事項、その他経営上の重要事項の決定と業務の執行状況の監督を行っております。

経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行うとともに業務の執行責任を持たせ、定例及び臨時経営業務執行会議にて業務執行の報告及び方針の決定を行っております。

業務の執行に当たっては、毎年度「経営方針」、「年間(中間)利益計画」を策定し、経営目標を明確にするとともに、各部門で達成管理を行っております。

また子会社を含めた経営業務執行会議も定期的に開催し、グループ各社の経営状況の確認とコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は同監査法人から独立の第三者として公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、少数の取締役により迅速な意志決定と取締役会の活性化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより経営のスピード化と責任の明確化を図り、効率的な経営システムの確立に努めております。また、内部統制会議の開催やリスク・コンプライアンス委員会の運営を通じて、経営の公正性及び透明性を高めるための体制整備にも取り組んでおります。

社外取締役は取締役会において、それぞれの経験や専門的見地から助言・提言を行っております。

監査役会は社外監査役を含んだ体制として監査役制度の充実強化を図り、経営の機能監視を強化しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主総会より3週間以上前に発送するようにしております。

招集通知(要約)の英文での提供

招集通知(全文)の英訳を上場証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに招集通知の発送前から掲載しております。

その他

当社ホームページに招集通知(全文)ならびに招集通知(全文)英訳を招集通知の発送日前から掲載しております。
議決権行使の促進はがきを別途送付しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

名証IRエキスポへブースを出展し、個人投資家向けに説明を実施しております。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

本決算、第2四半期決算後の年2回定期的に決算説明会を実施しております。

あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催

北米・欧州・アジアの機関投資家を訪問し、経営状況全般について説明を行っております。
また、日本で開催される海外投資家向けコンファレンスに参加し、海外投資家との面談を実施しております。

なし

IR資料のホームページ掲載

決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。
<http://www.fuji.co.jp/>

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署 市場戦略部

その他

第1四半期、第3四半期決算後に国内投資家向けグループミーティングを実施しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

企業行動憲章を定め、ステークホルダーの立場を尊重し、その期待と信頼に応えるべく企業活動を行うことを規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、ISO14001による環境マネジメントシステムに則り、環境基本方針と行動指針を掲げそれに適合するような企業活動を展開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

機関投資家等に対して定期的にIR活動を実施し、企業情報の開示と情報の提供に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、株主、顧客、取引先、及び社員からの期待に応え、より高い企業価値の創造に努めるためには、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全に関するシステムを構築し、経営の質を高めることが重要と考えております。そのため「企業行動憲章」を定め取締役自らによる率先垂範と使用人への徹底を図るとともに、以下のように内部統制システムを整備しております。

(内部統制システムの整備状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業行動憲章を定め、取締役は自ら率先垂範として、使用人への周知徹底を図る。

(2)コンプライアンスの全社的な統括推進組織として、代表取締役社長を最高責任者とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

(3)財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用、評価を統括することを目的に、代表取締役社長を最高責任者とする「内部統制会議」を設置する。

(4)監査部は、各部門の業務の執行状況が法令、定款及び社内諸規程に基づき、適正かつ合理的に実施されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(5)取締役及び使用人の職務の執行に係るコンプライアンス違反について通報窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が常時、閲覧可能な状態に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスク管理体制の整備を推進する。

(2)各部門は「リスク管理基本規程」に基づき、経営活動の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に整理したうえで、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にする。

(3)監査部は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(4)企業の社会的責任に係る環境及び安全衛生等のリスクについては、「環境管理委員会」、「安全衛生委員会」等を設置して、リスク管理に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入して、執行役員は代表取締役社長から権限委譲を受け、業務の執行責任を果たす。

(2)取締役の職務の執行については、組織、職務権限及び業務分掌に関する規程等により、役割・責任の範囲及び職務の執行手続を定める。

(3)業務の執行に当たっては、年度の「経営方針」、「年間(中間)利益計画」を策定し、経営目標を明確にするとともに、各部門は達成管理を行う。

5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社を含めた経営業務執行会議を定期的に開催し、子会社の経営及び業務が適正に行われていることを確認する。

(2)監査部は、子会社の業務の執行が適正に行われ、子会社を含めたコンプライアンス体制及びリスク管理体制が適正に運営されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

6. 監査役の職務の補助をすべき使用人及び当該使用人の独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人は設定しない。ただし、監査役の要求があれば、その都度、代表取締役社長は監査部スタッフを対応させる。

(2)監査役を補助する使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事異動・考課については、監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて会社の業務の執行状況を監査役に報告する。また取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。

(2)監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(3)監査役は会計監査人と定期的な報告会、往査の立会、口頭又は文書による情報交換のほか、常に緊密な連携・協調を保ち、積極的に意見や情報の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査業務の品質の向上に努め、効果的な改善を図る。

(4)取締役及び使用人はコンプライアンス違反に係る通報を監査役に速やかに報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、「企業行動憲章」において、市民社会や企業活動の秩序と安全に悪影響や脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらない旨規定しております。

・当社は、反社会的勢力排除の対応を行う統括部門を定め、警察等の外部の専門機関と連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集・管理及び役職員への周知により対応力の向上を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月27日開催の第68期定時株主総会において、事前警告型の買収防衛策の継続を議案として諮り、出席株主の過半数の賛同を得て、承認可決されました。

買収防衛策の内容につきましては、当社ホームページ(<http://www.fuji.co.jp/>)の、平成26年5月8日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は重要な企業情報の適時適切な開示を実施するため、企業の透明性や情報開示の重要性を会社全体で認識しております。重要な企業情報の発生時点において迅速な情報管理・統制を図り、企業の社会的責任を果たすため、的確な経営判断のもと適時適切な開示を行っております。

1. 企業情報の開示

(1)情報開示担当者

上場証券取引所「有価証券上場規程」により情報取扱責任者を設置し、厳格な管理のもと適時適切な開示を実施するため、情報取扱責任者が企業情報の開示を行っております。

(2)情報開示の方法

「有価証券上場規程」に該当する情報の開示は、同規程に従い、上場証券取引所への事前説明の後、TDnet(適時開示情報伝達システム)にて開示いたします。また、開示情報につきましては、TDnetへの登録後、当社ホームページへも掲載することといたしております。

2. 重要な企業情報に関する管理体制

(1)社内情報管理

当社は重要な企業情報を管理する目的で「内部情報管理規程」を定め、役職員は同規程を遵守し、適時適切な社内情報管理を行っております。

(2)重要な企業情報の適時適切な開示に関する管理体制

重要な企業情報については、遅滞なく情報取扱責任者および関係者が開示の要否を協議し、決定情報に関しては取締役会の承認後、情報取扱責任者を中心に当該情報を適時適切に開示する体制を構築しております。また、発生情報に関しては発生時点において情報取扱責任者が代表取締役と協議し、情報取扱責任者を中心に当該情報を適時適切に開示する体制を構築しております。

(3)開示処理

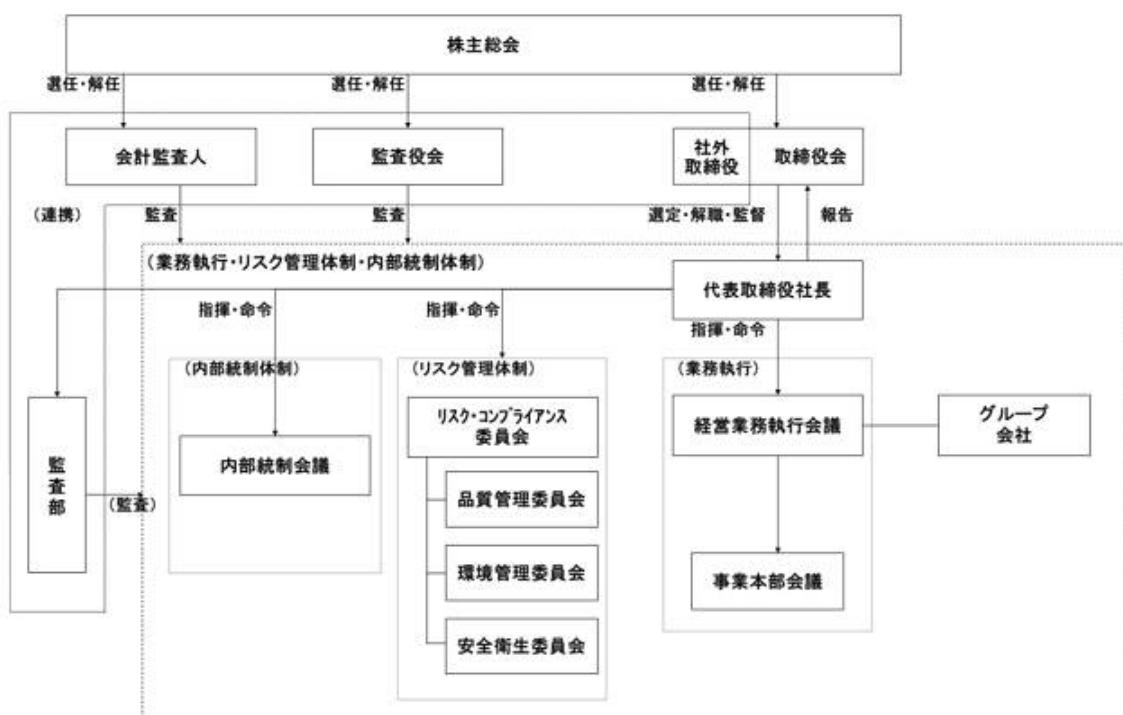
開示が決定された重要な企業情報につきましては、「有価証券上場規程」により、適時適切な開示処理を行っております。

なお、開示の要否について判断が困難・不明確なものは、上場証券取引所等に事前相談いたしております。

3. 重要な企業情報の適時適切な開示に関する知識の習得

当社は、上場証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」により、適時適切な開示に関する教育を行っております。

【コーポレート・ガバナンスの状況】



【重要情報の管理・開示のフローチャート】

